

令和8年度国民健康保険料一覧表

区分	等級	年齢	医療給付分	後期高齢者支援分	介護納付金分	子ども・子育て支援納付金分	保険料額(月額)
事業主	1-1	15歳～19歳	19,200円	3,300円		800円	23,300円
	1-2	20歳～29歳	21,200円	3,300円		800円	25,300円
	1-3	30歳～39歳	22,500円	3,300円		800円	26,600円
	1-4	40歳～49歳	22,500円	3,300円	4,900円	800円	31,500円
	1-5	50歳～59歳	24,000円	3,300円	4,900円	800円	33,000円
	1-6	60歳～64歳	25,500円	3,300円	4,900円	800円	34,500円
	1-7	65歳～74歳	27,200円	3,300円		800円	31,300円
従業員	2-1	15歳～19歳	10,900円	3,300円		800円	15,000円
	2-2	20歳～29歳	12,900円	3,300円		800円	17,000円
	2-3	30歳～39歳	15,700円	3,300円		800円	19,800円
	2-4	40歳～49歳	15,700円	3,300円	4,900円	800円	24,700円
	2-5	50歳～59歳	16,700円	3,300円	4,900円	800円	25,700円
	2-6	60歳～64歳	17,700円	3,300円	4,900円	800円	26,700円
	2-7	65歳～74歳	19,400円	3,300円		800円	23,500円
家族	3-1	15歳未満	2,700円	3,300円			6,000円
	3-2	15歳～17歳	3,400円	3,300円			6,700円
	3-3	18歳～39歳	3,400円	3,300円		800円	7,500円
	3-4	40歳～64歳	3,400円	3,300円	4,900円	800円	12,400円
	3-5	65歳～74歳	3,400円	3,300円		800円	7,500円

- (注) 1. 年齢は令和8年4月1日現在の満年齢を基準と致します。
 ただし、年度途中に40歳及び65歳となる方は、その該当月から次の等級へ移行します。
2. 家族が5人以上いる場合は5人目から保険料免除となります。
 5人目からの賦課の考え方→15歳以下保険料を5人目以下に充当。
 賦課優先順位 ①3-4 > ②3-3又は3-5 > ③3-2 > ④3-1